

令和7年度 猟銃等講習会・クロスボウ講習会のお知らせ

次のとおり経験者講習会、初心者講習会、年少射撃資格講習会、クロスボウ講習会を開催します
定員に達した時点で申込みを締め切ります

山梨県公安委員会

経験者講習会

月 日	時 間	場 所	定員
令和7年4月24日(木)	午後1時00分から 午後5時00分まで	南アルプス市地域防災交流センター 南アルプス市十五所1014	40
5月15日(木)		甲州市中央公民館 甲州市塩山上塩後240	
6月7日(土)		中小企業人材開発センター 甲府市大津町2130-2	
6月19日(木)		身延町総合文化会館 南巨摩郡身延町波木井407	
7月10日(木)		都留市まちづくり交流センター 都留市中央3-8-1	
8月9日(土)		中小企業人材開発センター 甲府市大津町2130-2	
8月14日(木)		高根農村環境改善センター 北杜市高根町村山北割3288	
9月11日(木)		上野原市文化ホール 上野原市上野原3832	
9月27日(土)		中小企業人材開発センター 甲府市大津町2130-2	
10月16日(木)		山梨市民会館 山梨市万力1830	
11月13日(木)		恩賜林組合林業センター 富士吉田市上吉田5605	
11月29日(土)		中小企業人材開発センター 甲府市大津町2130-2	
12月4日(木)		若草生涯学習センター 南アルプス市寺部725-1	
令和8年1月15日(木)		中富総合会館 南巨摩郡身延町切石360	
2月12日(木)		甲州市中央公民館 甲州市塩山上塩後240	
3月12日(木)		都留市まちづくり交流センター 都留市中央3-8-1	

注 意 事 項

- 受講者の範囲 猟銃・空気銃の所持許可を現に受けている方で、山梨県内に住所を有する方です。
- 講習の内容 猟銃・空気銃の所持に関する法令及び使用・保管等の取扱いについて行います。
- 受講の申込み 受講者の住所地を管轄する警察署へ開催日の3ヶ月前から10日前までに、6ヶ月以内に撮影した正面三分身(縦30mm×横24mm)の写真1枚を持参して申し込んでください。
- 講習手数料 3,000円
- 受講当日の受付 各会場とも開講30分前から受付を開始します。開講後の受付はできません。
- 受講当日に持参するもの 筆記用具
- 講習修了証明書の交付 講習を受講された方には終了後、講習修了証明書(3年間有効)を交付します。

初心者講習会

月 日	時 間	場 所	定員
令和7年5月8日(木)	午前10時から 午後5時まで	恩賜林記念館 甲府市丸の内1-5-4	40
7月3日(木)		恩賜林記念館 甲府市丸の内1-5-4	
9月4日(木)		教育プラザ都留 都留市中央3-9-3	
11月6日(木)		恩賜林記念館 甲府市丸の内1-5-4	
令和8年1月8日(木)		恩賜林記念館 甲府市丸の内1-5-4	
3月5日(木)		都留市まちづくり交流センター 都留市中央3-8-1	

年少射撃資格講習会

月 日	時 間	場 所	定員
令和7年6月5日(木)	午前10時から 午後5時まで	恩賜林記念館 甲府市丸の内1-5-4	40
10月9日(木)		恩賜林記念館 甲府市丸の内1-5-4	

注 意 事 項

- 受講者の範囲 初めて獵銃・空気銃(年少者は空気銃のみ)の所持許可を受けようとする方で、山梨県内に住所を有する方です。
- 講習の内容 獵銃・空気銃(年少者は空気銃のみ)の所持に関する法令及び使用・保管等の取扱いについて行い、講習後、考查を行います。
- 受講の申込み 受講者の住所地を管轄する警察署へ開催日の3ヶ月前から10日前までに、6ヶ月以内に撮影した正面三分身(縦30mm×横24mm)写真1枚を持参して申し込んでください。
- 講習手数料 初心者講習会 6,900円 年少射撃資格講習会 9,800円
- 受講当日の受付 各会場とも開講30分前から受付を開始します。開講後の受付はできません。
- 受講当日に持参するもの 獣銃等取扱説本(空気銃・空気けん銃取扱い説本)と筆記用具
- 講習修了証明書の交付 講習を受講し、考查に合格された方には終了後、講習修了証明書(3年間有効)を交付します。

※ 講習会場の恩賜林記念館には駐車場がありませんので周辺の駐車場を利用して下さい。

クロスボウ初心者講習会

月 日	時 間	場 所	定員
令和7年4月17日(木)	午前10時から 午後5時まで	恩賜林記念館 甲府市丸の内1-5-4	40
9月18日(木)		恩賜林記念館 甲府市丸の内1-5-4	
令和8年1月22日(木)		恩賜林記念館 甲府市丸の内1-5-4	

注 意 事 項

- 受講者の範囲 初めて銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持許可を受けようとする方で、山梨県内に住所を有する方です。
- 講習の内容 クロスボウの所持に関する法令及び使用・保管等の取扱いについて行い、講習後、考查を行います。
- 受講の申込み 受講者の住所地を管轄する警察署へ開催日の3ヶ月前から10日前までに、6ヶ月以内に撮影した正面三分身(縦30mm×横24mm)写真1枚を持参して申し込んでください。
- 講習手数料 6,900円
- 受講当日の受付 各会場とも開講30分前から受付を開始します。開講後の受付はできません。
- 受講当日に持参するもの 講習会テキスト・筆記用具
- 講習修了証明書の交付 講習を受講し、考查に合格された方には終了後、講習修了証明書(3年間有効)を交付します。

※ 講習会場の恩賜林記念館には駐車場がありませんので周辺の駐車場を利用して下さい。

【問い合わせ先】 住所地を管轄する警察署生活安全係又は山梨県警察本部保安課許認可管理室(電話055-221-0110)

※開催については、変更することもありますので、申込みの際に必ず開催日等を確認してください。

※受講の際には必ずマスクを着用し、体調がすぐれない場合、体調に不安がある場合は、受講を控えてください。